

第8期第3回

福祉のまちづくり推進会議

議 事 録

日 時：平成27年3月17日（火）午前10時開会
場 所：札幌市視聴覚障がい者情報センター 2階 大会議室

1. 開 会

○事務局（洞野保健福祉局事業計画担当係長） 皆様、おはようございます。

事務局をしております札幌市障がい福祉課の洞野でございます。

会議に先立ちまして、皆様方へのお願いでございますが、本日は音声通訳者の介助を受けて参加されていらっしゃる方がおりますので、ご参加の皆様方におかれましては、特段のご配慮をお願いいたします。ご発言の際はマイクをお使いいただき、まず、冒頭でお名前を名乗ってから、なるべくゆっくり、はっきりとお話をくださいますようお願いいたします。

また、この会議の議事録につきましては、後日、ホームページ上で公開いたしますので、あらかじめご了承をお願いします。

○事務局（長谷川保健福祉局障がい福祉課長） まだお見えになっていない方もいらっしゃいますが、定刻でございますので、ただいまから第8期第3回福祉のまちづくり推進会議を開催いたします。

本日は、何かとお忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

私は、福祉のまちづくり推進会議事務局の長谷川でございます。

◎開会挨拶

○事務局（長谷川保健福祉局障がい福祉課長） 開会に当たりまして、障がい保健福祉部長の嶋内からご挨拶を申し上げます。

○嶋内障がい保健福祉部長 皆様、おはようございます。

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長の嶋内でございます。

本日は、大変お忙しい中をご出席いただき、まことにありがとうございます。

また、皆様方には、札幌市政に多大なるご協力をいただき、心から感謝を申し上げたいと思います。

さて、昨年10月の前回の会議の中では、優しさと思いやりのバリアフリー部会からJR厚別駅自由通路や市民交流複合施設、円山公園のバリアフリーチェックの検証状況についてご報告をさせていただきました。その後、部会では2件のバリアフリーチェックと危険施設等通報システムの検証を行っておりますので、本日はその報告をさせていただきたいと考えております。

また、新・札幌市バリアフリー基本構想見直し検討部会におきましては、基本構想の見直し検討を行っていただいております。前回の会議の中では中間報告をさせていただいたところでございます。前回会議の後、部会においてさらなるご検討を重ねていただき、基本構想（案）をまとめることができましたので、本日はご審議をいただきたいと思います。

本日は、どうかよろしくをお願いいたします。

◎連絡事項

○事務局（長谷川保健福祉局障がい福祉課長）　ここで、事務局職員をご紹介します。

個別の紹介は省略させていただきますが、本日出席しておりますのは、保健福祉局障がい保健福祉部、市民まちづくり局総合交通計画部、建設局土木部です。

事務局は以上です。よろしくお願いいたします。

では、委員の皆様のうち、所用のためご欠席との連絡をいただいております方は、若狭委員、照井委員、中ノ殿委員、水尻委員、澤田委員、今西委員、宮崎委員の7名でございます。当会議の委員定数は23名、現在出席されている委員の数は16名でございますので、会議の定足数である過半数に達していることをご報告させていただきます。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

○事務局（洞野保健福祉局事業計画担当係長）　障がい福祉課事業計画担当係長の洞野でございます。

恐縮ですが、座らせていただきます。

まず、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

第8期第3回福祉のまちづくり推進会議とあります本日の会議次第が1枚ございます。それから、第8期福祉のまちづくり推進会議の委員名簿、座席表を机の上に配付しております。さらに、新・札幌市バリアフリー基本構想の概要版の素案を机の上に配付させていただきます。

次に、本日の資料でございますが、委員の皆様方には事前に送付させていただいておりますが、本日はお持ちいただいておりますでしょうか。

資料といたしましては、資料（1）－1から3までの3種類の資料と、それから（2）－1、（2）－2という5種類の資料になります。

不足している資料はございませんでしょうか。

資料の確認については、以上でございます。

○事務局（長谷川保健福祉局障がい福祉課長）　それでは、本日の議題に入りたいと思います。

松川会長、この後の議事の進行をどうぞよろしくお願いいたします。

2. 議　事

○松川会長　おはようございます。

福祉のまちづくり推進会議の会長を仰せつかっている松川です。改めてよろしくお願いいたします。

この推進会議の全体会としては、先ほど部長からも紹介がありましたように、昨年10月に開催されております。二つの部会の活動状況について報告し、推進会議として情報を共有いたしております。その後、二つの部会において、それぞれ活動をしたり議論したり

してきたということでもあります。

きょうは、昨年10月以降の二つの部会の活動と議論の内容について紹介するというこ
とで進めていきたいと思えます。特に、新・札幌市バリアフリー基本構想(案)について、
何回も部会を開催し、非常に熱心に議論をされたと聞いております。きょうは、この構想
(案)をこの推進会議として承認するということがございますので、活発な議論をどうぞ
よろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めていきたいと思えます。

まず、優しさと思いやりのバリアフリー部会からの報告についてです。

本日、若狭部会長が急遽ご欠席するとのことでございますので、事務局から説明をお願
いいたします。

○事務局(洞野保健福祉局事業計画担当係長) 障がい福祉課事業計画担当係長の洞野で
ございます。

松川会長からもお話がありましたとおり、本来であれば若狭部会長からご報告をいた
だくことになっておりましたが、おけがをされまして、急遽、出席できなくなったとい
うことですので、事務局からかわってご報告させていただきたいと思えます。

この優しさと思いやりのバリアフリー部会では、公共的施設のバリアフリーチェックと
危険施設等通報システムの検討という二つの取り組みを行っております。バリアフリー
チェックにつきましては11月と1月にチェックを行いました。その後、2月に開催いた
しました部会で報告を行っておりますので、その概要につきましてご説明いたします。

まず、初めに資料(1)-1という資料になります。

こちらは、昨年11月17日に実施しました札幌市保養センター駒岡のバリアフリー等
改修工事についてです。

保養センター駒岡につきましては、平成27年度に一度閉館し、改修工事を行い、平成
28年度から新たにオープンすることとなっております。それに先立って、現地へ行き
まして、事業実施部局からバリアフリーの問題点や改修工事についての説明をさ
せていただきながら、施設内の現状をチェックいたしました。

実際にいただいたご意見は、資料1-1の2ページからになります。

なお、チェック後の実施団体への報告書では、この表の意見・要望と考え方とい
うところまでの報告でしたが、2月に部会を開催する前に、事業の実施部局から
いただいたご意見をもとに対応できる内容が一番右側の担当という欄に示され
ましたので、その内容も含めた一覧表となっております。

主な意見について読み上げたいと思えます。

まず、場所について、2番目のトイレの一番上の欄になります。

人感センサーによるトイレ内の音声案内があるとより利用しやすいといったご
意見をいただき、これに対して、多目的トイレ内に音声案内を設置する予定
でございます。また、二つ目として、館内のトイレ表示がわかりにくいとい
うご意見があり、こちらを見

やすいものに変更することとしております。その下でございますが、1階のトイレの中にもう少し大きな洗面台や鏡をつけてほしいというご意見もいただいております、これに対しましても多目的トイレの洗面台を大きなものに変更し、鏡を設置する予定との報告を受けております。

次に、3ページになります。

エレベーターについてです。

一番上のところですが、現在はエレベーターに点字表示しかない状態ですので、音声案内のあるエレベーターに変更する予定になっております。それから、二つ目として、エレベーターがすぐに重量オーバーになってしまい、ブザーがなってしまうということで、かえられないかというご意見もいただいておりますが、建物の構造上、エレベーターの大きさを変えることはできないため、同じ定員のエレベーターになるということですが、ブザーに関しましては静かなブザーに変更する予定という報告を受けております。

少し飛びまして、4ページになります。

居室についてです。

一つ目になりますが、入り口付近の手すりにも部屋番号を点字でつけたほうがわかりやすいというご意見がありましたので、必要な箇所にシールなどで点字をつける予定としております。その下でございますが、居室内のベッドは高さが調整できるような電動式のベッドを導入してほしいというご意見がございまして、高さの調整のできるベッドを何台か導入できるように検討するとのことです。

次に、5ページになります。

居室内の非常用のボタンがトイレにしかないので、増設してほしいというご意見がございまして、和室の床の間にも設置する予定しております。その下でございますが、居室内のトイレの段差をなくしてほしいというご意見がございまして、トイレ内の段差については解消する予定こと、扉は外開きにするとという報告がございました。

主な意見については、以上でございます。

特に2月の部会で委員の皆様からいただいたご意見といたしましては、これらの改修のポイントにつきまして、今後の実際の工事の進捗状況の確認はどのようになっていくのか、事務局や担当部局が中間の地点で一度見に行くことはあるのかというご質問をいただきました。

そこで、担当部局に確認をしましたところ、工事中には一般の立ち入りができず、中間の確認が難しいということでもございました。また、工事担当部局は、毎週、現地で業者との打ち合わせには行くということでもございました。工事完了後は、リニューアルオープンの前に日程調整がつけば、中を見ることができるよう可能性はありますが、工事の進捗などがおけるとできない場合もあるという回答を担当部局から得ております。

次に、資料(1)-2へ移ります。

こちらは、1月26日に実施しました月寒公園再整備工事についてです。

最初に、カラーの1枚目の裏面をごらんいただきたいと思います。

坂下エリア バリアフリー施設の内容と書いたA3判のカラーの資料になります。

右側に公園の全体の図面がございます。

月寒公園には大きく四つのエリアがありまして、既に整備済みの二つのエリアである一番左側の高台野球場と右側の神社周辺、また、現在整備中の森のあそび場エリア、そして、今回チェックを行った坂下エリアがございます。

坂下エリアは、市民の方も利用できる管理塔や多目的トイレの整備、管理塔までのメインの園路についてチェックを行っております。公園管理事務所につきましては、今まで市民の利用ができておりませんでした、整備後はトイレや休憩スペースなどの開放があるとのことでございます。

こちらにつきましても、主な意見を読み上げさせていただきたいと思います。

2ページになります。

公園管理事務所についてです。

一つ目に、点字ブロックがあると思うが、床との色の違いをはっきりさせてほしいというご意見をいただいております、建物の中も外も見やすい色で設計する予定と担当部局からの考え方が示されております。

その下でございますけれども、建物内の壁や床の色については明る過ぎるとまぶしく感じるがあるので、やわらかい色にしてほしいというご意見をいただいております。外観はコンクリートの打ちっ放しの都会的な雰囲気になる予定になっておりまして、内側の壁や床の色につきましては、具体的な色はまだ決まっておりますけれども、いただいたご意見をもとに設計に反映したいというご報告を受けております。

次に、上から五つ目のトイレについてで、女子トイレの入り口が洗面台に近くて干渉するというので、レイアウトを変更してほしいという意見に対しまして、建築の部局とも協議をして、設計に反映できるように検討すると回答されております。

次に、3ページになります。

公園内の園路についてのご意見になります。

一番上でございますが、園路のブロック舗装の色について、点字ブロックとの色の違いをはっきりさせてほしいという意見でございます、周りの舗装の色については点字ブロックが目立つように設置する予定とのことです。

二つ目は質問ですが、公園の舗装の関係で、移動の円滑化経路についてはインターロッキングブロック舗装になる予定となっております、それ以外の園路につきましてはアスファルトの舗装になるとのことです。

三つ目ですけれども、芝生とアスファルトの色の違いがわかりづらく、歩いていると芝生側に逸脱してしまうことがあるというご意見について、メインの園路には縁石が立ち上がっていて車椅子の脱輪防止や白杖が当たりやすいように配慮していくといったことが示されております。

また、部会の委員の皆様からいただいたご意見としましては、壁や床材の色について弱視の方に配慮したものを使用してほしい、また、案内表示の見やすさについてご意見をいただきまして、事業実施部局に伝えております。

そのほか、月寒公園につきまして、複数年度にわたって整備しておりますが、ほかのエリアのバリアフリーチェックについての質問がございました。そこで、部会の終了後に改めて確認したところ、過去に事業実施部局と打ち合わせを行いまして、施設整備基準で決められている箇所が多いと思われるエントランスや駐車場の整備、多目的トイレなどが設置されている管理塔などの建築物の整備を伴い、かつ、一般市民が利用するこの公園のメインとなるゾーンについて実施するとしたものでございます。そのため、ほかのエリアについては、野球場やパークゴルフ場、テニスコートなど、特定の目的を持った市民の方が利用する場所ということで、バリアフリーチェックの対象とはしなかったということを確認しております。

バリアフリーチェックについては、以上でございます。

引き続きまして、危険施設通報等システムについてもご説明させていただきます。

資料（１）－３になります。

このシステムの概要につきましては、保健福祉局に市民の方からの通報窓口を設けまして、人の目や感覚により、多くの人が利用する公共的な施設における危険な箇所を早期に発見して対策を講じることで事故を未然に防ぐものとなっております。

資料（１）－３には、今年度、昨年度の２年間のシステムへの通報件数と主な通報内容を載せております。

平成２５年度の１年間では、２６件の通報がございました。また、平成２６年度は、先月まで、１９件の通報がありました。

２ページに通報先についての一覧がございます。

通報は、障がい福祉課で直接受け付けをしたもの以外に、市役所本庁舎の市民の声を聞く課や区役所の広聴係において、市政相談や要望書として受け付けされたもので、障がい福祉課に参考送付されたもの、また、他課への要望などで障がい福祉課に回答を求められたものも含めて、公共的施設のバリアフリーに関するものを全て含んでいるような内容となっております。

平成２６年度の１９件の通報につきましては、全てが危険施設通報システムの対象にならないものとなっております。ほとんどの内容がバリアフリーに関する意見、要望となっております。これらの通報につきましては、関係部局に対して内容を伝えた上、検討などを依頼しております。

１ページに戻りまして、２の主な通報の内容です。

寄せられたご意見の主なものとして、例①として、スーパーなどの車椅子用駐車スペースで一般車がとめられるために使用できない、車椅子用駐車スペースをふやしてほしいなどのご意見がございます。

それから、例②として、多目的トイレの利用のマナーや音声案内の設置についてです。一般の方や子ども連れの方が利用していて車椅子利用者が利用できない、多目的トイレ内に視覚障がいの方に向けてトイレ内や操作ボタンの位置を説明する音声案内を設置してほしいなどの意見がございます。

この危険施設等通報システムにつきましては、このシステムも開始から5年目を迎えておりまして、現在はホームページのみの広報となっております。ホームページをごらんにならない方もいらっしゃることも踏まえまして、今後、広報さっぽろなどへの周知につきまして、現在、広報の担当課と協議中でございます。

危険通報システムについては、以上でございます。

そのほか、2月の部会においてこういったご報告をさせていただきましたが、委員の方からのご意見としまして、この部会で取り上げる事項がバリアフリーチェックと危険通報システムのみではなく、例えば、今行われておりました地下鉄エレベーター工事に関する課題など、直近の事柄についても取り上げるべきではないかといったご指摘もいただきました。今後、このような課題の取り上げ方につきましても、今後検討していきたいと考えております。

優しさと思いやりのバリアフリー部会からの報告は、以上でございます。

○松川会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からのバリアフリー部会の報告について、部会の委員の方からの補足も含めて、ご質問やご意見をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○鈴木委員 委員の鈴木です。

一つ質問をさせていただきます。

資料(1) - 2の第5回のバリアフリーチェックの資料の3ページです。事務局の方にもご説明をいただきましたけれども、上から2番目の公園の舗装はアスファルトですかという質問への考え方として、移動円滑化経路についてはインターロッキングのブロックの舗装の予定となっておりますとあります。

十分おわかりかとは思いますが、インターロッキングは、整備状況により、凹凸がかなり生じる可能性があるのですが、その辺は十分配慮されるという理解でよろしいでしょうか。

○事務局(洞野保健福祉局事業計画担当係長) もちろんそういったことは考慮されていると思いますが、配慮することについて、改めて担当部局に伝えていきたいと思います。

○松川会長 ほかにございますでしょうか。

それでは、児玉委員、お願いいたします。

○児玉委員 公募委員の児玉です。

資料1 - 3の危険施設等通報の概要についてお尋ねいたします。

この中にシステム対象外であってもという言葉がありますが、システム対象外というの

はなかなか理解しづらいため、ご説明をいただきたいと思います。

それから、平成25年度と26年度を比べると7件減って、全体的に数が少なく、また、内訳を見ますと、文書や手紙による通報がほとんどで、メールなどでの通報がなく、非常に違和感を持っております。実際にこれだけの数しかなければ、市民の方々は満足していると思うのですが、実態はこんなものではないだろうなと思います。

広報はホームページのみというお知らせが先ほどありましたけれども、札幌市の全体のホームページから入っていくものなのか、あるいは、別のボタンがついているのか、やはり、広報周知の必要性が感じられますので、徹底していただければいいなと思います。

質問と意見でございました。よろしく申し上げます。

○松川会長 児玉委員、ありがとうございます。

質問と意見ということでした。意見については部会の中でも議論されましたけれども、広報のあり方については、今後、検討していく必要があるということかと思えます。それも含めて、事務局からよろしく願いいたします。

○事務局（洞野保健福祉局事業計画担当係長） まず、システムの対象と対象外ということについてはです。

危険施設通報システムの窓口から入ってきたかどうかということがあります。システム対象外といいますのは、先ほど言いましたように、市民の声を聞く課などへの相談で、システムの認識がなく相談してきたようなものを対象外としておりますので、実際には危険通報システムへの通報ではないものとなります。

実際に危険な箇所があった場合には、こういったシステムもありますけれども、このシステムを知らないと、例えば土木センターや施設の直接の担当部局に相談が入ることもあるかと思えます。そこまではこの中では拾い切れておりませんので、実際にはこちらで把握できず、件数に入らないまま処理されているものの中にはあるものと思えます。

次に、ホームページについてです。

札幌市の全体のホームページから入っていくことになりますが、おっしゃるとおり、システムについての広報が十分ではないということはこちらとしても認識しております。このシステムをつくったときに広報さっぽろでも市民の方に周知したことがございますので、来年度は、広報さっぽろなどを活用し、このシステムをいま一度周知していきたいと考えております。

○松川会長 児玉委員、よろしいでしょうか。

○児玉委員 2枚目を見ますと、システム対象はゼロなのです。要するに、この通報システムそのものが機能していないことを表しているのではないかと思うのですので、一層、周知徹底をしていただければありがたいと思います。

○松川会長 ありがとうございます。要望として受けとめたいと思います。

ほかにかがででしょうか。

それでは、沖村委員、お願いいたします。

○沖村委員 公募委員の沖村です。

よろしくお願ひします。いつも大変お世話になります。

今の危険通報システムについてです。

一般の方や高齢者の方々は、ホームページや広報さっぽろを余り見ていない方もいらっしゃると思います。それで、昨日ふと思ったのですけれども、まちづくりセンターや町内会館など、一般の方や高齢者の方々がよく利用されている場所にポスターやチラシを配置したら、もっと一般の方々にもわかると思うのです。やはり、ホームページや広報だけでお知らせしても、同じことを言うことにはなりますが、ちょっとわかりにくいし、探しにくいという面もあります。

そして、もし危険なところがあったとしても、それをどこに知らせるのかということがあると思います。役所に通報するにしてもどこの部に連絡すればいいのかがなかなかわからないと思います。電話をかけても、ここは違います、関係ありません、どこそこへ行ってくださいと回されることもあると思うのです。

ですから、皆さんが利用されている場所にそういうものをわかりやすく知らせるよう配置してくれたらいいのではないかなと思います。

よろしくお願ひします。

○松川会長 沖村委員、ありがとうございます。

意見として、高齢者の方や多くの方が利用している場所にポスターやチラシを置くべきではないかということで、大変もったいな意見だと思ひます。また、その内容についても、どこに何を通報したらいいのかをわかりやすく示したものを考えていく必要があるというご意見だったと思ひます。

これはぜひ受けとめたいと思ひますが、事務局から何かあれば、お願ひいたします。

○事務局（洞野保健福祉局事業計画担当係長） チラシの配布方法なども含めて、こちらでも検討し、部会にもご相談をさせていただきたいと思ひます。

○松川会長 ありがとうございます。

次回の部会以降で検討していければと思ひます。

ほかにございますでしょうか。

それでは、加藤委員、お願ひいたします。

○加藤委員 認識不足で失礼ですけれども、資料の（１）－１の駒岡保養センターについてです。

こういうものがあるということ自体を知らなかったのですが、どのぐらいの利用があるのかをお聞きしたいと思ひます。

○事務局（洞野保健福祉局事業計画担当係長） 利用者についてです。

まず、宿泊の客室数が１７室ございまして、手元にある資料では、平成２４年度については、宿泊利用者が９，７９０人となっており、休憩室などの利用者は８万８，８００人となっております。

機能としましては、屋内施設として、レストラン、売店、陶芸室、娯楽室、研修室などがございまして、そのほか、屋外施設として、植物館、日本庭園、屋外ステージなどとなっております。

○松川会長 加藤委員、よろしいでしょうか。

○加藤委員 設置目的は、市民のための娯楽施設ということで、割安なのかなと思うのですけれども、ここは市民全体を対象としているのでしょうか。それとも、障がい者など、ある一定の団体を対象としているのでしょうか。

○事務局（洞野保健福祉局事業計画担当係長） 余りご説明していなかったのですけれども、施設の概要としましては、低廉で健全な保健、休養の場及びほかの世代との交流を促進する場を提供することを目的とした老人休養ホームとして、昭和61年に南区真駒内駒岡地区に設置されたものになっております。ですから、基本的には高齢者の方が利用するような施設になっております。

○松川会長 ほかにございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○松川会長 この件については、何かを決めるということではございませんけれども、バリアフリーチェックあるいは部会で出された意見について、この施設の改修等に反映されていくということが重要なことだと思います。

これは部会でも出た意見ですけれども、中間でのチェックや確認が求められたわけですが、なかなか難しいという返答がありました。そこで、思いつきで大変申しわけないのですけれども、こうして出された意見がどういうふうに関係されたかの検証はやはり大事だと思います。ですから、完成した後でも、バリアフリー部会や推進会議から出された意見がどのように反映され、あるいは、反映されなかったのかという検証について、事務局で検討いただければと思います。

それでは、次の議題に移ります。

新・札幌市バリアフリー基本構想（案）についてです。

まずは、鈴木部会長から説明をお願いいたします。

○鈴木委員 ただいまご紹介にあずかりました鈴木です。

座らせていただいたままで失礼いたします。

新・札幌市バリアフリー基本構想見直し検討部会の部会長を仰せつかっております。部会長の私から、我々の部会の活動成果につきまして、お手元の資料に沿って説明させていただきます。

まず初めに、新・札幌市バリアフリー基本構想見直し検討部会の活動記録と書かれた資料をごらんください。

我々の専門部会は、平成25年10月に開催しました第1回推進会議以降、これまで1年4カ月の間、全部で7回の部会を開催し、基本構想の見直しについて議論をしてきました。昨年5月に開催された第3回部会で実施しました道路のフィールドチェックや10月

に開催された推進会議への中間報告の場において、優しさと思いやりのバリアフリー部会の委員の皆様からも多くの意見をいただきまして、まことにありがとうございました。いただいた意見も踏まえながら、中間報告以降に開催しました2回の部会で整理いたしまして、本日、皆様にお配りしました改定版が完成しました。

この改定版の内容につきましては、後ほど事務局から詳細を説明していただき、この推進会議におきましてご審議をいただきたいと思います。本日、委員の皆様からご賛同が得られましたら、事務局による改定の手続を経まして、年度内に完成版が公表されることとなります。

また、基本構想の本編とは別に、市民向けのパンフレットを作成することにつきまして部会の中で議論がありまして、現在、事務局が校正作業を進めています。このパンフレットにつきまして、現段階での案を事務局から皆様にお配りしていただいております。

本編では事業を進める上で記載しなければならない内容も多く、とても厚い冊子となっておりますが、パンフレットは市民向けにわかりやすくという趣旨でございますので、こちらについて何かお気づきの点があれば、この会議の中でご意見をいただきたいと思います。

それでは、本編の詳細について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（阿部市民まちづくり局駐車施設担当係長） 事務局の総合交通計画部の阿部と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元の資料に沿って説明させていただきます。

まず、分厚い冊子である新・札幌市バリアフリー基本構想（案）と書かれたものをお手元をお願いいたします。

まず1枚おめくりいただきまして、目次になります。

第1章から第4章、そして、参考資料で構成されています。

早速ですが、第1章の基本構想策定の背景と改定の目的から説明いたします。

1-1 ページでは、札幌市の概況について説明しています。高齢化が進んでいること、高齢単身世帯の増加、また、支援、見守りが必要な要介護者、障がいのある方の増加傾向があるというようなことを整理しております。

1-2 ページから1-7 ページまでにつきましては、国で制定しております法律関係について整理しております。

1-7 ページをごらんください。

このページでは、福祉のまちづくり条例に基づくこれまでの取り組みの成果をまとめております。施設整備や心のバリアフリーに関する冊子を作成してきたことやバリアフリーチェックシステムなどを行ってきたことを掲載しております。

1-9 ページから1-11 ページまでは、これまでの札幌市のバリアフリーに関する基本構想の過去のものを整理してございます。

続きまして、1-12 ページをごらんください。

1-12ページから1-18ページまでになりますが、基本構想を策定しました平成21年から昨年までの間に行われた各施設のバリアフリーの成果を取りまとめております。

まず、1-12ページでは、旅客施設、地下鉄駅やJR駅のバリアフリーの状況を掲載しております。地下鉄駅では、全ての駅でエレベーターの設置が完了しております。JR駅につきましても、順次、利用者数の多い駅からエレベーターの設置等バリアフリー化が進んでおります。

1-13ページをごらんください。

少し細かく見づらくなっており、大変恐縮でございますが、青く塗っているところはバリアフリー化が完了した駅となっております。黄色い丸のところは、今回の基本構想の見直しにより、今後新しく整備をする予定になっております。全てがJR駅になりますが、図の上の北側から、あいの里公園駅、拓北駅、篠路駅、一番下にあります上野幌駅が新しく対象となった駅でございます。真ん中にごございます赤色の丸は苗穂駅になりますが、今、見直し前の構想で計画対象の駅でしたが、移転の計画があり、事業中ということで、それに合わせましてバリアフリー化される予定となっております。

続きまして、1-14ページです。

こちらでは、低床型バスの導入や福祉タクシーの導入の実績を掲載しております。札幌市や国から補助金も出して、できるだけバリアフリー化が促進されるようにということによって、事業者と協力をしながら進めてございます。

1-15ページは、道路のバリアフリー化の状況です。

ここ4年間で60キロメートル近くの整備が行われました。点字タイルが敷設されている道路をまち中に見受けられるようになってきたのではないかと思います。

1-16ページは、信号機になります。300近くの信号機について、多くは青時間を延ばして、ゆっくり渡れるような対策や、病院の近くでは、ピヨピヨ、カッコーなど、音響式の信号機を設置する取り組みが進んでございます。

1-17ページと1-18ページは、駐車場、都市公園、建築物のそれぞれのバリアフリー化の状況について掲載しております。

このように、各施設のバリアフリー化は、少しずつではありますが、着実に進んできております。ただ、いまだ十分な状況ではなく、整備を通して明らかとなった課題などもございます。このような点を踏まえ、今回、基本構想を見直し、さらなるバリアフリー化を進めていくことにしてございます。

続きまして、1-19ページをごらんください。

こちらのページでは、今回の見直しの必要性について整理しております。

札幌市の高齢化が進んでいる状況に加えまして、平成25年に障害者差別解消法が制定されたこと、平成26年に障害者権利条約が締結されたことなど、障がい者を取り巻く状況も変わりつつあることを背景として記載しております。

続きまして、1-21ページをごらんください。

今回の基本構想の見直しのポイントになりまして、大きく二つございます。

(1) 生活関連施設及び生活関連経路の見直しです。これは、バリアフリー化をする道路の見直しになります。詳細については、後ほど説明いたします。

(2) 整備目標及び推進方策の見直しです。先ほどありました J R 駅や公園や建築物のバリアフリーの目標について見直しを図っております。

続きまして、第 2 章の重点整備地区と生活関連経路に移ります。

文字が多い部分がございますので、かいつまんで説明を進めていきます。

まず、2-3 ページをお願いします。

こちらは、重点整備地区を定めたページになります。

重点整備地区とは、バリアフリー化を重点的かつ一体的に進める地区のことを言いますが、平成 21 年の基本構想を作成したとき、地下鉄駅や J R 駅を中心とした 53 の地区を定めております。今回は、このページの地図にありますように、これら 53 の地区を変更せず、引き続き整備を進めていくこととしております。

続きまして、2-7 ページをごらんください。

こちらは、札幌市における生活関連施設の設定です。

札幌市のバリアフリー化経路は、それぞれの地下鉄駅や J R 駅から病院などの施設を結ぶ経路と決めております。その駅からどの施設を結ぶかをまとめた一覧になっております。この表にございますように、例といたしましては、医療施設、福祉施設のほか、文化施設や商業施設、官公署や避難所など、幅広くなっております。基本的には、多くの人を利用する施設や主として高齢者や障がい者の方が利用する施設を選別して掲載してございます。

続きまして、2-9 ページをごらんください。

このような施設を決めた上で、駅とその施設を結ぶ経路をバリアフリー化することをこのページで定めております。今回特に変更した点、レベルアップを図った点といたしましては、一番上の四角の中の(2)になります。

そのままお読みいたしますが、歩行空間ネットワークのさらなる充実化を目的として、住宅地などから駅へアクセスする道路、隣接する重点整備地区の間を結ぶ幹線道路のうち、多くの人が行き交う道路を生活関連経路として設定しますとしております。

例えば、病院などがなくても、たくさん人が使っている道路は実際にあるだろうということで、そういう道路も追加すること、また、隣の駅から隣の駅まで歩いていくことも考えられますので、そういった道路については、病院などがそこになくてもバリアフリー化をしていこうということで、今回追加してございます。

この結果は、2-10 ページにございますとおり、前回の基本構想からバリアフリー化する経路、生活関連経路の延長が 34 キロメートルふえまして、約 262 キロメートルになっております。実際に 262 キロメートルございますが、このうち 162 キロメートルについては整備が終わっておりまして、未整備で残っておりますのが、円グラフの青色の部分の約 100 キロメートルでして、今後はこの部分のバリアフリー化を進めていくこと

になります。

2-14ページをごらんください。

2-14ページからは、53地区それぞれの重点整備地区の生活関連経路の設定状況をまとめております。

それぞれのページの説明は割愛させていただきたいと思いますが、実線になっている部分は整備が終わっている路線、また、点線の部分はこれから整備を行っていく路線です。また、濃いピンク色と薄いピンク色に分かれておりますが、濃いピンク色の経路については優先的に整備を進めていく道路で、主に病院などを結ぶ経路です。薄いピンク色の経路についてはその後になります。残り100キロメートルと延長も少し多いですので、優先順位をつけながら整備を行っていくといったことで取りまとめてございます。

恐縮ですが、それぞれの地区の説明は省略させていただきたいと思います。

続きまして、第3章の整備の進め方に移ります。

こちらのページでは、道路を含め、旅客施設や公園等、全部で七つの施設のバリアフリー化の進め方についてまとめてございます。

3-2ページをごらんください。

3-1-1の旅客施設です。

上から、国で示しております目標値等があり、その下に札幌市の基本方針、札幌市の推進方策としまして、具体的な整備の内容について定めております。旅客施設につきましては、これまで5,000人以上の利用者のある駅をバリアフリー化することになっておりましたが、今回の見直しによって、3,000人以上の利用がある駅として、対象を少し広げた見直しを図ってございます。

続きまして、3-3ページをごらんください。

車両について、順次、ノンステップバスや福祉タクシーの導入を引き続き行っていくこととなりますが、検討部会の中で出た意見として、職員の訓練等が必要だということがありました。そこで、下の表の右側の部分となりますが、高齢者や障がい者などの多様な人のニーズや特性を理解し、円滑なコミュニケーションを確保するなど、適切な対応ができるよう、マニュアルの整備や、計画的、継続的な訓練を行うことも定めてございます。

3-4ページは、道路についてです。

3-5ページは、信号機についてです。

基本的には、バリアフリー化する経路のところに信号機についてバリアフリー化することを定めております。

3-6ページは、路外駐車場についてです。

先ほどの部会報告でもございましたが、こういうふうに定めていることで、商業施設の方や障がい者用の駐車場のますも大分見受けられるようになりました。しかし、そこに健常者の方など、必要のない方が車をとめているような実態も見受けられるということで、推進方策の部分となりますが、障がい者等用駐車場などの利用適正化のため、利用マナー

に関する啓発活動を実施しますという記載を新たに加えております。

3-7 ページは、都市公園についてです。

基本的には、園路、駐車場、トイレのバリアフリー化を進めていくということです。

3-8 ページは、建築物についてです。

基本的には、2,000平米以上の大規模な建築物からバリアフリー化を進めていくことになってございます。民間等の取り組みも進んでいることや部会の中で意見をいただいたことも踏まえまして、推進方策の文章の中の一番下になりますが、2,000平米未満の建築物についても上記に準じ、検討して整備を進めますということで、2,000平米に満たない建築物についても順次整備を進めていくという記載を追加しております。

続きまして、第4章のユニバーサル社会の実現に向けてに移ります。

検討部会の中で活発な意見交換が行われまして、それを踏まえ、今回新たに設けた章になります。ユニバーサル社会といったような言葉を使い、新たな章立てをいたしました。

4-1 ページをごらんください。

国際化や誰もが安心して子育てできるまちづくりを目指すために高齢者や障がい者に加え、外国人や妊産婦、ベビーカーを利用している方などにも配慮が必要だといったような考え方を盛り込んでおります。

続きまして、4-2 ページをごらんください。

スパイラルアップというちょっと難しい言葉ですが、発展的な見直しという意味です。今回の見直しもこのスパイラルアップに該当するものになります。先ほど部会からの報告でもございましたが、スパイラルアップの背景としては、例えば法律や社会状況が変わることに加えまして、住民等から意見をいただき、それを反映させて見直しをするというような考え方もございます。先ほどそのような意見もいただいておりますので、この基本構想の中でもできるだけ広く意見をお伺いできる体制を構築していけたらなと考えております。

続きまして、4-3 ページをごらんください。

心のバリアフリーについてまとめておりますが、例としましては、外見上わかりにくい障がいがあることでしたり、白杖や盲導犬を利用される方への配慮、理解の必要性について記載してございます。

続きまして、4-5 ページをごらんください。

ソフト面での取り組みについてまとめてございます。特に今回は情報に関する意見がございました。障がいのある方も公平に情報に接することができる権利といたしまして、情報保障の考え方や情報アクセシビリティといった情報へのアクセスのしやすさなどの考え方についても触れてございます。

最後に、参考資料について説明いたします。

まず、参考-1 ページをごらんください。

基本構想の見直しは、今回限りではございません。数年後に同じような発展的な見直し

が行われることが想定されております。今回いただきましたたくさんの意見の中には、この基本構想の見直しの中で反映できなかったものも多数ございます。そういうものを次の見直しに向けて反映をさせるため、さらなる発展的な意見を取りまとめてございます。

例えば、札幌オリンピック・パラリンピック等の誘致の動きがございますので、そういうものにも配慮すべきだといったようなことがあります。また、53も重点整備地区があるので、一律でやるのは難しいのではないかと、駅特性などを理解した上でやるべきではないかといったようなものもあります。そして、ハード整備については、身体障がいをお持ちの方への配慮はされているけれども、知的障がいや精神障がいをお持ちの方に対する配慮はなかなか難しいところもございますので、そういうものもお願いしたいといったような意見もございましたので、そのようなことについて記載してございます。

続きまして、参考－3ページをごらんください。

こちらには皆様方にご協力いただきましたフィールドチェックの写真を掲載させていただいておりまして、次のページ以降でいただいた意見やそれらの対応方法などについてまとめております。

参考－7ページと参考－8ページをごらんください。

参考－7ページでは、障がい者、高齢者の外出に関する基礎資料として、過去に行いましたアンケート結果、調査結果に基づいたものをグラフ化しております。上の棒グラフが障がい者の外出に関する状況、下のグラフは高齢者の外出に関する状況で、3年置きでグラフになってございますが、青色の部分はほぼ毎日外出する方になっております。どちらも増加傾向が見られまして、バリアフリーの取り組みや障がい者施策、制度の策定という背景からこのような結果が生まれているのかと考えてございます。

一方、参考－8ページになりますが、例えば障がい者の方からの困っていることに関する意見としましては、安心して利用できる施設やトイレが少ない、歩きにくい歩道の場所がある、安心して利用できる交通機関や駐車場などが少ない、駅の道路の案内がわかりづらいなどを多数いただいております、まだまだ改善の余地はあろうかといったような結果になってございます。

また、高齢者の方からいただいている多くの意見といたしましては、長い距離が歩けない、転ぶのが怖い、そのほか、冬期間には骨折や大けがにつながるような報告を受けております。そして、疲れたときに休憩する場所がないなど、主に長距離を連続して歩くことに関する不安や休憩施設を求める声も多くなっております。

このようなことも踏まえまして、バリアフリー化の取り組みを進めていければと考えてございます。

最後になりますが、参考－9ページです。

委員の皆様のお名前と出身団体を掲載させていただいております。いま一度、誤りがないか、ご確認いただければと思います。

引き続きまして、概要版の説明を簡単にさせていただきたいと思っております。

青っぽい表紙のイラストが描いてある冊子になります。

今ご説明しました冊子が確定した後、それに基づいて策定するものといったものになりますので、まだ校正中の段階のものでございます。また、事前配付ができず、十分にご確認いただく時間をとれなかったことをお詫びさせていただきたいと思っております。短い時間で確認となってしまいますが、何かお気づきの点等ございましたら、遠慮なくご意見をいただければ大変助かります。

基本的には、基本構想の冊子と同じ構成となっております。市民向けといったようなことで、できるだけわかりやすいものとなるよう、心がけてございます。

まず、1ページから3ページまでは、バリアフリーの背景やこれまでの実績についてまとめております。

4ページから6ページまでは、重点整備地区53地区の位置図や、生活関連経路、バリアフリー化する経路の設定の仕方の考え方をまとめております。

7ページと8ページは、全部で七つの分類の施設の整備内容をまとめてございます。

9ページと10ページは、先ほどの第4章のユニバーサル社会の実現に向けてにとったことで、さらなる発展的な見直しについて取りまとめてございます。

最後になりますが、裏表紙を見ていただきたいと思います。

多くの市民に配布するものとして、市民の方が手にとりやすくするよう、先ほどの本編のほうにはありませんでしたが、皆様のご理解とご協力をお願いしますということで、六つのお願いを設けております。前回も同じような概要版をつくってございましたが、上の三つについては、今回新たに追加したものとなっております。まず、障がい者用の駐車場のお願い、多目的トイレの利用に関すること、妊産婦や子ども連れの人への配慮などについて、お願いという形で掲載してございます。

以上で事務局からの説明を終わります。

一旦、鈴木部会長にマイクをお戻しいたします。

○鈴木委員 ありがとうございます。

私から、1点補足させていただきます。

本日皆様からいただいた意見を踏まえ、修正の必要がある部分につきましては、事務局で修正をしっかりとっていただき、修正後のものにつきましては、事務局と部会長であります私に一任していただければと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

我々の部会からの説明は、以上です。

○松川会長 ご説明をありがとうございました。

今の新・札幌市バリアフリー基本構想見直し検討部会からの報告について、早速でありますけれども、ご質問やご意見、あるいは、ほかの部会のメンバーの方からの補足等も含めてよろしくお願いいいたします。

児玉委員、お願いいいたします。

○児玉委員 公募委員の児玉です。

全体的な印象と要望を2点ほどお話ししたいと思います。

1-1の背景その他、最近の急速な高齢化社会の出現と国際化の進み方など、社会環境の変化をよく取り込んで書き込んでいただいていると思います。それから、最近の法整備についても書き込んでいただきまして、そういう意味では部会の議論が生かされた内容になっているという私の感想でございます。評価したいと思います。

要望の1点目ですが、1-1の札幌市の概況の3行目に高齢者数がありますね。後ろの参考資料の3には、高齢者とは65歳以上と転記してございますけれども、本文の中にはどこにも見当たらないのです。これは統計的なことを述べているものでしょうから、年齢が高い方というよりは、雇用安定法その他、WHOでは高齢者を65歳以上と決めているものですから、65歳以上と丸括弧して入れるか、あるいは、附記していただいたほうがわかりやすいかなと思います。

2点目は、ユニバーサル社会の実現という新しい項目を立てられて、私としては大変すばらしい内容になったかなと思います。ただ、バリアを取り除くという考え方の前に、バリアをつくらないという視点が完全に不可欠です。そういうことはもちろんわかった上でバリアを取り除くという言葉を使っているとは思いますが、どこかにバリアをつくらないということを入れたらいかがかなと思います。

例えば、第4章の1-1の下のほうにある社会参加の仕組みのところは、バリアをつくらない、あるいは、障がいを除くという表現のほうがよりいいかなと思います。バリアをつくらない視点がユニバーサル社会での理想ですので、そういったものを入れ込んでいただけるとありがたいかなと思います。

また、これは皆さん方どう考えるかはわかりませんが、きょうお示しいただきましたバリアフリー基本構想の概要版の最終面についてです。これは電球のマークだろうと思うのですが、今こういったフィラメントがついている電球は非常に珍しく、エコの時代ですので、LEDかなんかはフィラメントがついていないのではないかなと思います。

余計なことかもしれませんが、感じたところを申し上げました。

○松川会長 児玉委員、ありがとうございました。

全体的な印象、感想、要望として3点あったかと思えます。

高齢者について、65歳以上ということについて修正を求める要望でした。それから、概要版のところ、センスの問題もあるかと思えますけれども、電球のマークについていかがかということでした。

これらについて事務局からお願いいたします。

○事務局（阿部市民まちづくり局駐車施設担当係長） ありがとうございます。

いただきました3点の意見は、全て対応させていただきたいと思えます。

まず、一つ目の高齢者の関係ですが、確かに増加を続けといったようなことで統計的な表現をしておりますので、例えば65歳以上と括弧書きで入れるなど、対応させていただ

きたいと思います。

続きまして、もともとバリアをつくらないといったような考え方についてです。この冊子や国の法律もバリアフリーということで、既存の施設に対して、例えばわかりやすい例で言いますと段差などのバリアを取り除いていくといった視点で施設整備を進めていくといったような内容になっております。そういう意味から、バリアをつくらないといったような視点をあまり盛り込んでいないといったところがあるかと思いますが。

関連しまして、新設する物件については基本的にはユニバーサルデザインのものにしていくことが法律でも義務づけられておりますので、ゼロからつくるものに対してどうこうしなさいといったような書き方はこの冊子ではあまりしてございません。ただ、もともと障がいを除くといえますか、つくらないといったような考え方も必要かと思いますが、先ほどの4-1ページ等で対応できる部分については修正を考えたいと思います。

また、概要版についても、確かに最近はあまり見なくなったものかと思いますが。我々も気づかなかった部分もあろうかと思いますが。札幌市も環境首都宣言をしておりますので、そのようなことも考えまして、差しかえと考えたいと思います。

ありがとうございました。

○松川会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、東委員からお願いいたします。

○東委員 建築士会の東と申します。よろしくお願いいたします。

今の概要版についてですが、カラーでこのとおりに作成されるのですよね。そこで、色のことですがけれども、弱視の方や見え方に障がいのある方にとって少し見えづらい色があるように思いました。

今の電球マークもそうですが、最終ページの黄色っぽい山吹色みたいな色は余りインパクトがないのかなと思います。それから、薄い色で表現してあるところで、例えば表紙の一番上のタイトルは濃いブルーで縁どりをしてありますから非常に読みやすいのかなと思いますが、その下の平成27年札幌市という薄い水色で書いてある字は多分判別できないのかなと思います。

カラーユニバーサルデザインの団体の方に伺った方法としては、白黒でコピーして判別ができるどうかが一番簡単に確認できる方法ですと伺ったことがありますので、一度、白黒でコピーをされて、色の使い方をもう少し工夫していただけると、見やすいいいパンフレットになると思います。

○松川委員 東委員、ありがとうございました。

今のご指摘は大変重要かと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（阿部市民まちづくり局駐車施設担当係長） ありがとうございます。

部会の中でもカラーユニバーサルデザインの意見は出てございました。確認しながら作業を進めているところではございますが、例えば先ほどの表紙の札幌市の薄い水色の部分や裏表紙のところはまだ見づらい部分が残っていようかと思いますが。

今、手軽にスマートフォンなどで色を確認するものもあるようですので、そういうものも活用しながら確認をし、最終の取りまとめを行っていきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○松川会長 それでは、木下委員、お願いいたします。

○木下委員 木下です。

単純な質問ですけれども、この概要版の4ページの下のほうに各地区の詳細については、別冊の資料、バリアフリー化推進マップでお知らせしますので、そちらをご参照くださいとあるので、このバリアフリー化推進マップは既にできているのでしょうか。

○事務局（阿部市民まちづくり局駐車施設担当係長） こちらは今作成している最中のもので、まだできておりません。

物としましては、先ほどの基本構想の冊子にありましたそれぞれの重点整備地区の地図を各区でまとめ、概要版程度のページ数のものを作成して、市民配布用として用意したいと考えてございます。

○松川会長 ほかにございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○松川会長 もしないようでしたら、新・札幌市バリアフリー基本構想（案）について、この推進会議として承認したいと思います。

先ほど鈴木部会長からも補足がありましたけれども、きょういただいた要望、修正案については事務局と鈴木部会長に一任することにいたしまして、この構想（案）について当推進会議として承認をしたいと思います。

また、きょうの会議の中で発言することができず、後から何か気がついた場合は事務局に連絡するという段取りでよろしいでしょうか。

○事務局（阿部市民まちづくり局駐車施設担当係長） もしここでご承認をいただければ、大体1週間後ぐらいには市民向けに公表することになるかと思います。ですから、大きい変更点であれば対応は難しいかと思います。冊子の印刷などが始まってしまいますので、もし何かお気づきの点がありましたら、その意見については我々の今後の作業のために記録をさせていただきたいと思います。

○松川会長 ありがとうございます。

時間が非常に限られておりますので、大きな修正等がこの場でなければ、基本的にこの構想（案）を承認したいと思います。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○松川会長 ありがとうございます。

それでは、きょうの審議事項は以上になります。

全体を通して何かご発言することがあればお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○松川会長 なければ、最後に、スケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（洞野保健福祉局事業計画担当係長） 障がい福祉課事業計画担当係長の洞野でございます。

今後の予定についてご説明をさせていただきます。

まず、各専門部会の開催スケジュールについてでございます。

優しさと思いやりのバリアフリー部会につきましては、現在、新年度である平成27年度のバリアフリーチェックの対象となる事業を全部局へ照会しているところでございます。まだ取りまとめ中ですので、具体的なバリアフリーチェックのスケジュールは決まっておりませんが、バリアフリーチェックを実施する際には、部会の委員の皆様にご案内させていただきたいと思っております。その後の部会の開催につきましては、バリアフリーチェックの状況も見ながらということで、具体的なスケジュールは未定でございます。

また、新・札幌市バリアフリー基本構想見直し検討部会につきましては、予定しておりました計7回の部会は既に終了いたしました。

そして、次回の全体会議につきましては、今回でバリアフリー基本構想もまとまりましたので、現段階で具体的な議題はありません。そのため、開催については今のところ未定でございます。第8期の全体会議としては今回で最後になる可能性がございます。

現在の委員の皆様はことしの8月31日までとなっておりますので、もし、議題が上がりまして会議を開催することになりましたら、開催の1カ月前ぐらいには開催案内を送付させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今後の予定につきましては、以上でございます。

○松川会長 ありがとうございます。

我々の任期はことしの8月までということでございます。

何かご質問はありますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○松川会長 なければ、以上で推進会議の議事を終了いたします。

長時間にわたり、どうもありがとうございました。

3. 閉 会

○事務局（長谷川保健福祉局障がい福祉課長） 松川会長、ありがとうございました。

それでは、第8期第3回福祉のまちづくり推進会議は以上で閉会させていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

以 上